平成２０年度

総合政策局関係予算概要

平成２０年１月

国土交通省総合政策局

目　　次

Ⅰ．基本的考え方 ---------- 1

Ⅱ．主要事項 ---------- 2

１．地域の活性化 ---------- 4

２．観光立国の実現 ---------- 6

３．建設流通システムの一体的な振興 ---------- 12

４．環境問題への対応 ---------- 17

５．我が国の国際競争力の強化 ---------- 22

（１）物流の円滑化 ---------- 22

（２）建設業の国際展開の支援 ---------- 25

６．少子・高齢化対策 ---------- 27

７．安全・安心の確保 ---------- 28

８．海洋立国の実現 ---------- 32

◇　建設機械整備事業 ---------- 33

◇　次期「社会資本整備重点計画」の策定 ---------- 34

Ⅲ．平成２０年度総合政策局関係予算総括表 ---------- 35

Ⅰ．基本的考え方

国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の整備や交通政策の推進等を担う国土交通行政は、国民の日常生活や経済活動にとって欠くことのできないものであり、総合政策局は、こうした国土交通行政に係る総合的かつ基本的な施策の企画・立案等を推進している。

我が国を取り巻く社会経済環境は、本格的な人口減少・高齢化社会の到来、地球環境問題の深刻化、急速な経済のグローバル化、環境や美しさの重視など、大きく変化している。これらの変化に対応して、

・世界の成長と活力を我が国に取り込む基盤づくり
・自立した活力ある地域づくり
・地球環境時代に対応したくらしづくり
・安全・安心で豊かな社会づくり
・歴史・風土等に根ざした美しい国土づくりと観光交流

等を実現していくことが求められている。

こうした状況を踏まえ、平成２０年度総合政策局関係予算においては、これらの課題のうち緊急かつ計画的な対応を要する下記について重点的に推進する。

（１）地域の活性化
（２）観光立国の実現
（３）建設流通システムの一体的な振興
（４）環境問題への対応
（５）我が国の国際競争力の強化
（６）少子・高齢化対策
（７）安全・安心の確保
（８）海洋立国の実現

また、社会資本整備を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、平成２０～２４年度を計画期間とする次期「社会資本整備重点計画」を策定する。

総合政策局関係予算額
行政経費　１６４億円（対前年度比：１．１９倍）
（うち、重点施策推進要望に係る施策３２億円）

Ⅱ．主要事項

１．地域の活性化

○地域公共交通活性化・再生総合事業【新規】<一部重点施策推進要望に係る施策>
○地方における不動産証券化市場活性化事業

２．観光立国の実現

○観光圏の形成支援等による国際競争力の高い魅力ある観光地づくりの推進【新規】<一部重点施策推進要望に係る施策>
○観光産業のイノベーションの促進事業【新規】
○観光の振興に寄与する人材の育成【拡充】
○ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト【拡充】
○国際会議の開催・誘致の推進【新規】<一部重点施策推進要望に係る施策>
○国内旅行需要創出・平準化の促進【新規】
○観光庁の新設【新規】

３．建設流通システムの一体的な振興

○建設業の活力回復の推進【新規・拡充】 <一部重点施策推進要望に係る施策>
○中小不動産業者の高度化対応支援事業【新規】<重点施策推進要望に係る施策>
○建設業・不動産業におけるコンプライアンス確立等のための内部統制モデル等の作成・普及事業【新規】
○下請取引適正化の推進【拡充】<重点施策推進要望に係る施策>

４．環境問題への対応

○輸送部門における省エネ対策の普及・促進
○交通エコロジー教室の開催
○「交通分野における地球環境・エネルギーに関する大臣会合」の開催
○アジア諸国における交通グリーン化推進事業【新規】
○賃貸不動産における省エネ意識啓発の推進【新規】
○海外プロジェクトにおける我が国の CO2 排出削減に資する事業(CDM)の形成促進調査経費
○建設リサイクル法等の検討調査経費【拡充】

５．我が国の国際競争力の強化

（１）物流の円滑化

○都市内物流効率化モデル事業【新規】
○国際競争力強化のための物流施設整備に関するビジョンの策定【新規】
○ＡＳＥＡＮ・インド物流インフラ整備計画策定事業【新規】
○日ＡＳＥＡＮ物流分野人材育成事業【新規】

（２）建設業の国際展開の支援

○我が国建設業の国際競争力強化経費【拡充】<一部重点施策推進要望に係る施策>
○途上国における日本ブランドによる官民協働型インフラ整備推進事業

６．少子・高齢化対策

○バリアフリー新法に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進

７．安全・安心の確保

○飲酒運転根絶に向けた公共交通活用策【新規】
○先端ＩＣＴを活用した安全・安心な交通システムの開発【新規】
○災害時における公共交通情報システムの整備【拡充】
○国土交通省行政情報システムの耐災害性強化のための整備【新規】
○社会資本ストック劣化の影響及びその表示手法に関する検討【新規】
○災害復旧のための建設機械の調達支援ネットワーク形成促進【新規】

８．海洋立国の実現

○無人の国境離島の保全・利活用の推進【新規】
○効果的、効率的な海洋情報の収集・分析の推進
○領海及び排他的経済水域（ＥＥＺ）における海洋環境の保全の推進

◇建設機械整備事業

○建設機械施工の高度化推進

◇次期「社会資本整備重点計画」の策定

○社会資本整備を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、平成２０～２４年度を計画期間とする次期「社会資本整備重点計画」を策定

1．地域の活性化

○　地域公共交通活性化・再生総合事業【新規】　（交通計画課）

予算額　３，０００百万円

＜うち重点施策推進要望に係る施策２，０００百万円＞

地域公共交通活性化・再生法の趣旨に基づき、関係自治体、交通事業者、住民その他地域の関係者が連携して、自主的・積極的に取り組む地域を重点的に支援する。

＜内　容＞

地域公共交通活性化・再生法が平成１９年１０月より施行され、地域における合意形成、合意に基づく取組みの確実な実施のための環境整備が図られた。

この法律を活用し、地域の多様なニーズに応えるため、鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む法定協議会に対し、パッケージで一括支援する柔軟な制度を新たに設けることにより、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進する。

○　地方における不動産証券化市場活性化事業

（不動産業課）

予算額　１０１百万円

※土地・水資源局と連携

不動産証券化の社会実験等を通じて、地方における不動産証券化に関するノウハウの蓄積及び普及・促進並びに人材育成を図り、地方不動産証券化市場の裾野の拡大を実現することにより、土地の流動化及び地域経済の活性化を促す。

＜内　容＞

平成１９年度事業検討報告書等を題材とした地方の事業者等を対象とする普及・啓発事業（ケーススタディ等）、実際に不動産証券化ファンドを組成する社会実験等を行う。

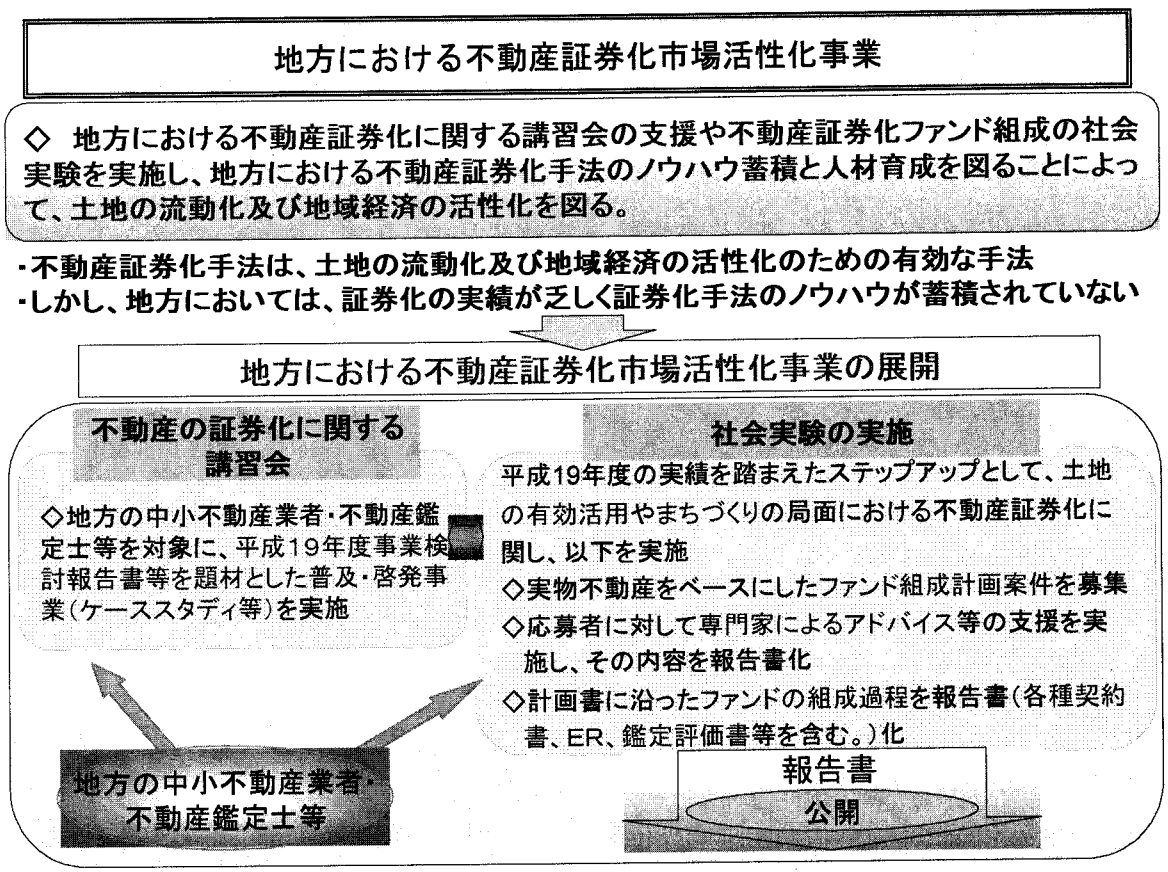

2．観光立国の実現

（1）背景

平成18年12月　観光立国推進基本法成立

観光立国の実現は、21世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な国家的課題と位置付け

平成19年6月　観光立国推進基本計画　閣議決定

政府は、一体となって施策を推進し、観光立国推進基本計画に定められた観光立国に関する数値目標を実現する責務を負う。

①5つの基本的な目標を設定

1．訪日外国人旅行者数を**1，000万人**にし、将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にする。
733万人（平成18年）⇒ **1，000万人**（平成22年）

2．日本人の海外旅行者数を**2，000万人**にする。
1，753万人（平成18年）⇒ **2，000万人**（平成22年）

3．国内における観光旅行消費額を**30兆円**にする。
24．4兆円（平成17年度）⇒ **30兆円**（平成22年度）

4．日本人の国内観光旅行による1人当たりの宿泊数を**年間４泊**にする。
2．77泊（平成18年度）⇒ **4泊**（平成22年度）

5．我が国における国際会議の開催件数を**５割**以上増やす。
168件（平成17年）⇒ **252件**（平成23年）

②上記の目標を達成するため、4つの施策の柱を基に、具体的な取り組みを推進

1．国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

2．観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

3．国際観光の振興

4．国内外からの観光旅行の促進のための環境の整備

（２）具体的な施策

①国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

○　観光圏の形成支援等による国際競争力の高い魅力ある観光地づくりの推進【新規】　（観光地域振興課、観光資源課、観光事業課）

予算額　４１６百万円

＜うち重点施策推進要望に係る施策３５３百万円＞

観光交流人口の拡大による自立的な地域経済の確立を図るため、内外観光客の宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を促進する。

＜内　容＞

訪日外国人旅行者の受け皿となる国際競争力の高い観光地を効果的に形成するための地域の民間と行政が一体となった観光振興の取組を総合的に支援するとともに、内外観光客の宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、二泊三日以上の滞在型観光を促進する観光圏の形成のための取組を強力に支援する。

※あわせて「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案（仮称）」を提出する予定。

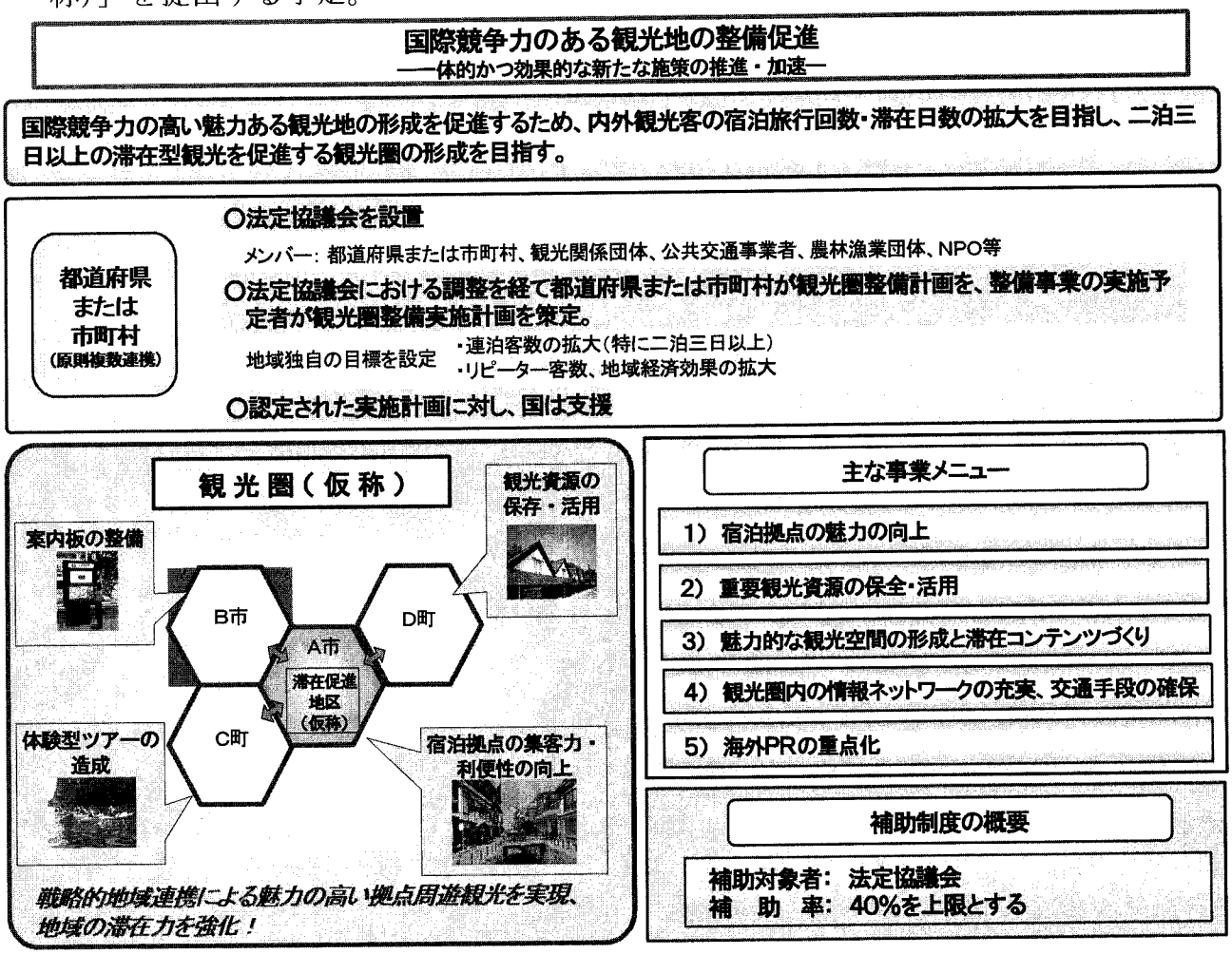

②観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

○　観光産業のイノベーションの促進事業【新規】　（観光事業課）

予算額　２０百万円

観光産業の新たなビジネスモデルの構築を支援するとともに、そのノウハウを普及・啓発することを目的として、客室稼働率の向上や業務の共同化・効率化等に関する実証事業を行い、観光産業の生産性向上や国際競争力の強化を図る。

○新たなビジネスモデルの例
（客室稼働率の向上、業務の共同化・効率化等）

・バーチャル旅館による共同販売、共同キッチン化

同地域の複数旅館がネット上に仮想旅館を構築し共同販売。また、共同キッチン化により、食材の仕入れ・加工を効率化。

・旅館アウトレットモールの構築

インターネット上に仮想空間（旅館アウトレットモール）を構築し、旅行会社返室在庫の売れ残りを削減。

・連携・共同によるブランド戦略の取り組み

複数旅館で、「エコ」、「バリアフリー」、「のんびり滞在」、「地産地消」等をブランド化。

○　観光の振興に寄与する人材の育成【拡充】　（観光資源課）

予算額　５４百万円

観光産業及び観光地の国際競争力の強化のため、観光まちづくりに貢献する人材を育成するとともに、ボランティアガイドや観光産業従事者の育成のための取組を推進する。

観光立国を推進するためには、観光産業及び観光地の国際競争力の強化が必要。
⇒　観光産業従事者、観光まちづくり人材、ボランティアガイドの育成のための取組が必要。

観光産業従事者育成

① 外客接遇研修会の実施
外客接遇マニュアルの改定

② 観光産業従事者の技能評価手法の確立に向けた検討

観光まちづくり人材育成

① 観光カリスマ塾の開催

② 観光地域プロデューサー事業

③ 人材育成ネットワークに関する調査

ボランティアガイド育成

① ボランティアガイドの活動支援事業

③国際観光の振興

○　ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト【拡充】
○　国際会議の開催・誘致の推進【新規】
（観光経済課、国際観光課、観光地域振興課、情報政策課企画室）

予算額　３，４５１百万円
＜うち重点施策推進要望に係る施策３３９百万円＞

訪日旅行者の満足度を高めリピーター化を促進すべく、国際観光振興の更なる展開を図るため、「ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト」として、我が国の魅力の一層の理解の促進等に取り組むほか、ＩＣカードの国際的な共通化・相互利用化などの旅行者の利便性の増進を図る。あわせて、国際会議の開催・誘致を推進する。

＜内　容＞
○訪日旅行の選択を定着させ、訪日リピーターを増加させるため、以下の取組を推進する。
・我が国の観光魅力の更なる発信強化・拡大
　北京オリンピックなどを活用した日中韓における観光交流拡大の取組や
　北海道洞爺湖サミットを契機とした観光魅力の発信等
・ＩＣカードの国際的な共通化・相互利用化
　関係者の合意形成や実証実験の実施　　等

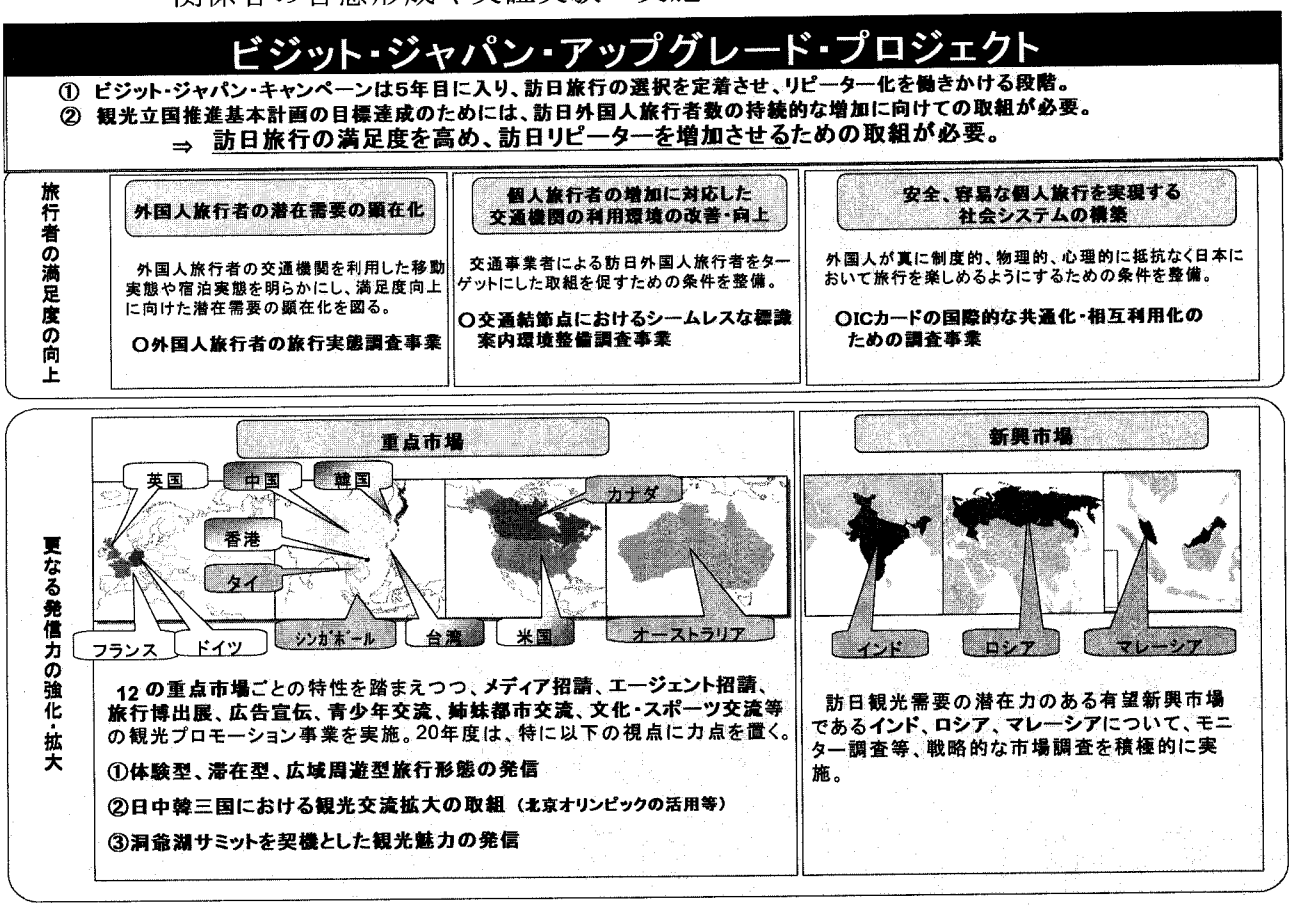

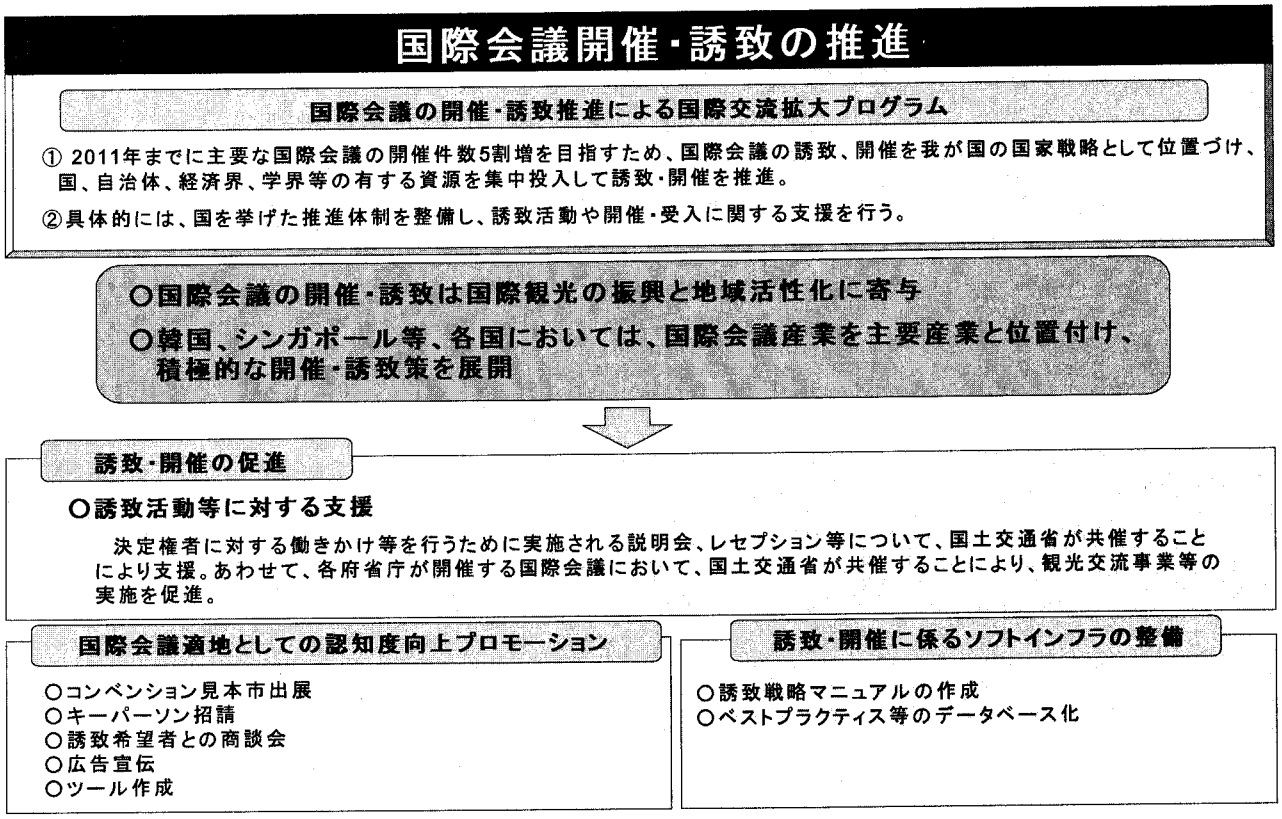

④観光旅行促進のための環境の整備

○　国内旅行需要創出・平準化の促進【新規】　（観光地域振興課）

予算額　１９百万円

旅行需要の平準化や休暇取得の促進などの課題の解決に資する具体的な取組を実証的に実施し、国内旅行需要の創出・平準化への課題の解決方策を検証する。

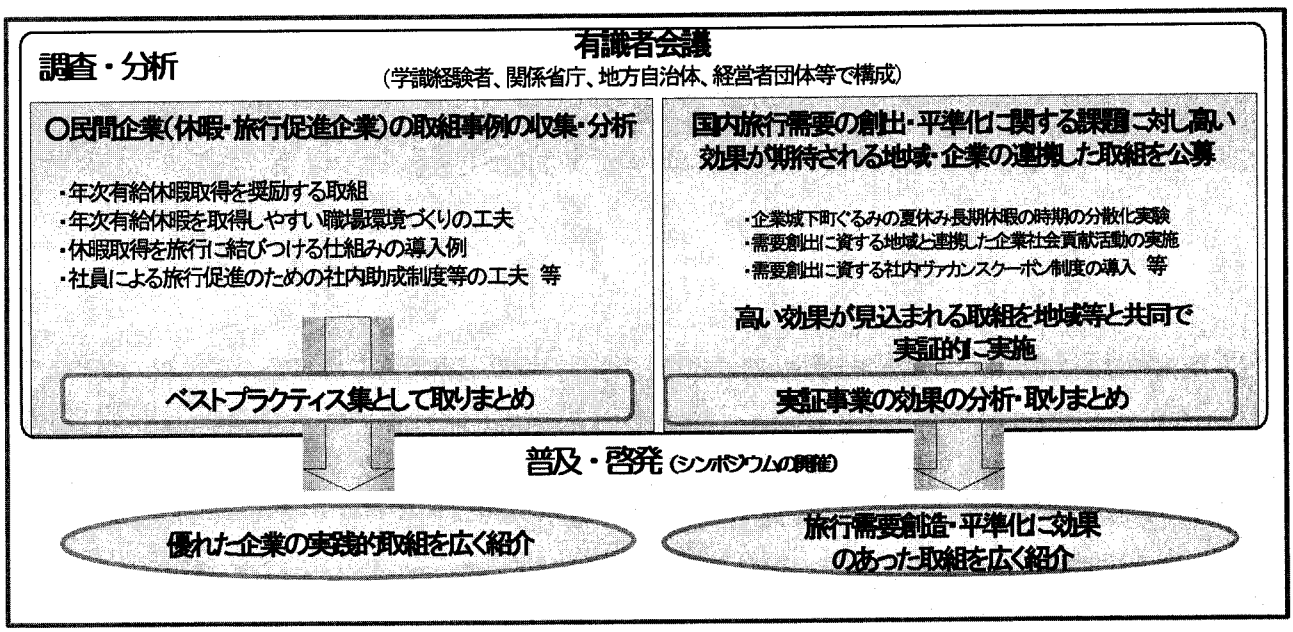

（３）観光立国実現に向けた総合的な取り組み体制の強化

○　観光庁の新設【新規】　（観光政策課）

本年６月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」を着実に実施し、観光立国の推進を強力に進めていくため、国際観光推進や観光地域振興などの中核的な業務を担いつつ、各省庁の施策の一層の連携を促すための組織を整備することとし、「観光庁」を国土交通省に設置する。
※あわせて「国土交通省設置法の一部を改正する法律案（仮称）」を提出する予定。

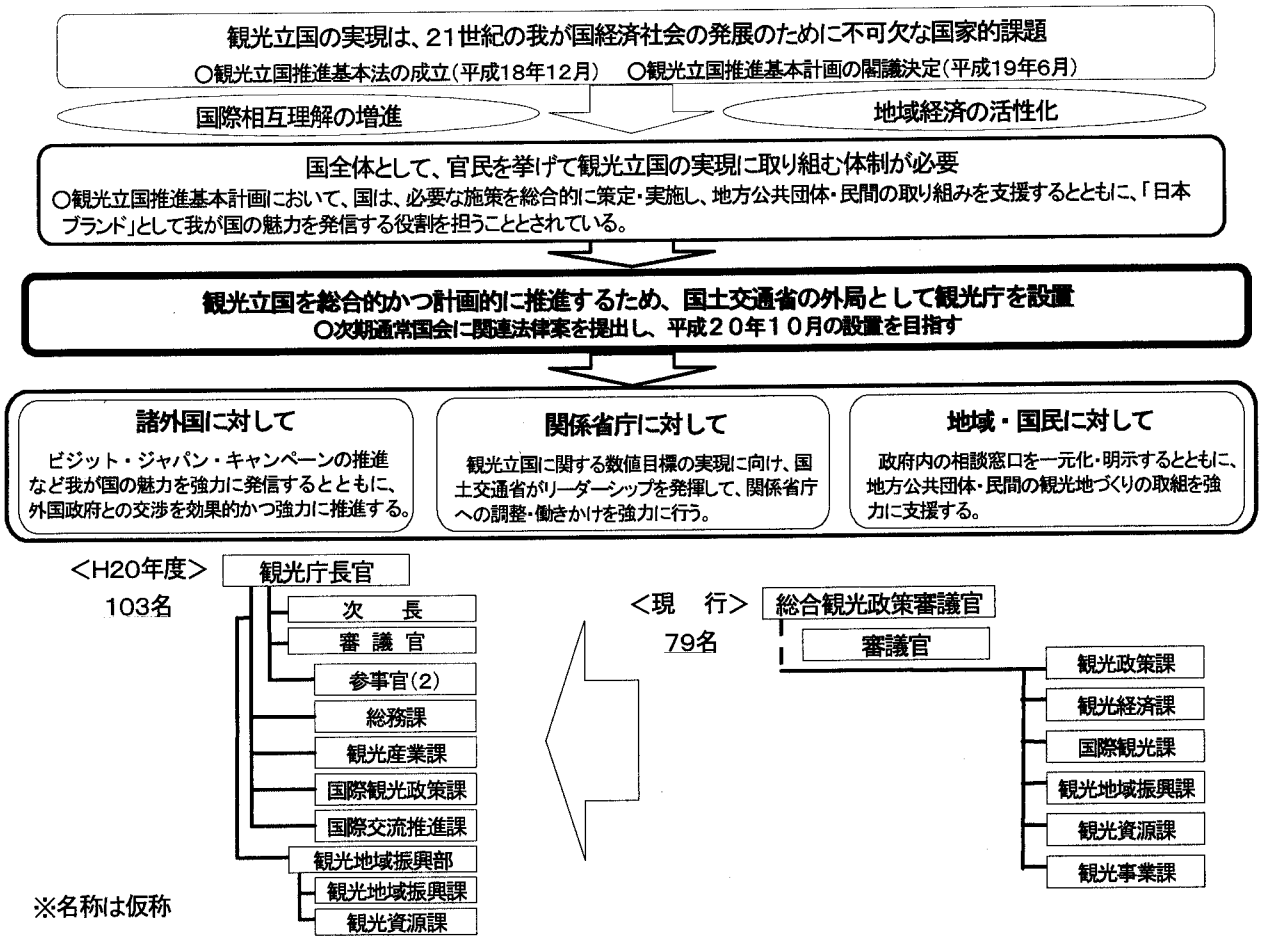

地方運輸局等の現場に近い充実した地方組織を活用して観光振興のための施策を的確に推進。

３．建設流通システムの一体的な振興

○　建設業の活力回復の推進【新規・拡充】（建設市場整備課、建設業課）

予算額　９２４百万円

建設投資の急激な減少を受けた建設業界の過剰供給構造、談合廃絶への社会的要請、建設生産物の品質の確保や将来の担い手不足に対する懸念などを受けて、産業構造の転換や対等で透明な建設生産システムへの改革及び将来を担う人材の確保・育成など建設業の「構造改革」を推進し、建設業の活力回復を図る。

＜内　容＞

①法令遵守の徹底　　予算額６９百万円

下請取引の適正化や不良・不適格業者の取締り強化等建設業における法令遵守の徹底の必要性が高まっていることを踏まえて、中小建設業におけるコンプライアンスに適した内部統制システムの研究、法令遵守に関する広報の充実等により、公正な競争基盤の確立を図る。

②生産性向上のための取組　　予算額３５３百万円

＜重点施策推進要望に係る施策＞

他業種に比べて低い水準にある建設業の労働生産性を向上させるため、主たる活動領域である施工分野から、川上である設計・企画や川下である維持管理分野等、施工以外の新たな分野にフィールドを広げていくことが求められている。これらの分野への進出に関する先導的なモデル事業を広く普及・啓発することにより、建設業の生産性を向上させ、地域の経済社会の活性化を図る。

③経営基盤の強化の推進　　予算額２９６百万円

建設投資の減少により厳しい経営環境に直面している中小・中堅建設業者の経営革新に向けた取組を促進するため、ワンストップサービスセンター事業の拡充による新分野進出等のための充実したサービスの一元的な提供等により、再編等経営基盤の強化の取組を促進する。

④入札契約制度改革等の推進　　予算額１２３百万円

公共事業における談合廃絶への社会的要請の高まりを受け、「脱談合」時代に対応した対等で透明な新しい建設生産システムへの改革を推進するため、ＣＭ方式等多様な調達手段の活用に関する調査検討、経営事項審査改正の影響に関する調査検討等を行い、技術と経営による競争を促進するための入札契約制度改革を推進する。

⑤共通基盤の整備　　予算額６５百万円

中小企業等の生産性向上などの課題に対応する基盤づくりを図るため、中小・中堅建設業者における電子商取引環境の構築等によりＩＴ化を促進する。

また、人材の確保・育成、技術力の維持向上に向けた施工技術及び体制の調査検討等を行い、ものづくり産業を支える「人づくり」を推進する。

⑥工業高校等と連携した将来の人材を育成する取組の強化

予算額１８百万円

＜重点施策推進要望に係る施策＞

将来の建設産業を支える優秀な人材の不足に対する懸念が高まっていることを踏まえて、建設技能者による生徒への実践的指導など、地域の建設業界と工業高校等が連携して行う取組に対し、モデル事業として支援することにより、将来の人材の育成を図る。［文部科学省との連携施策］

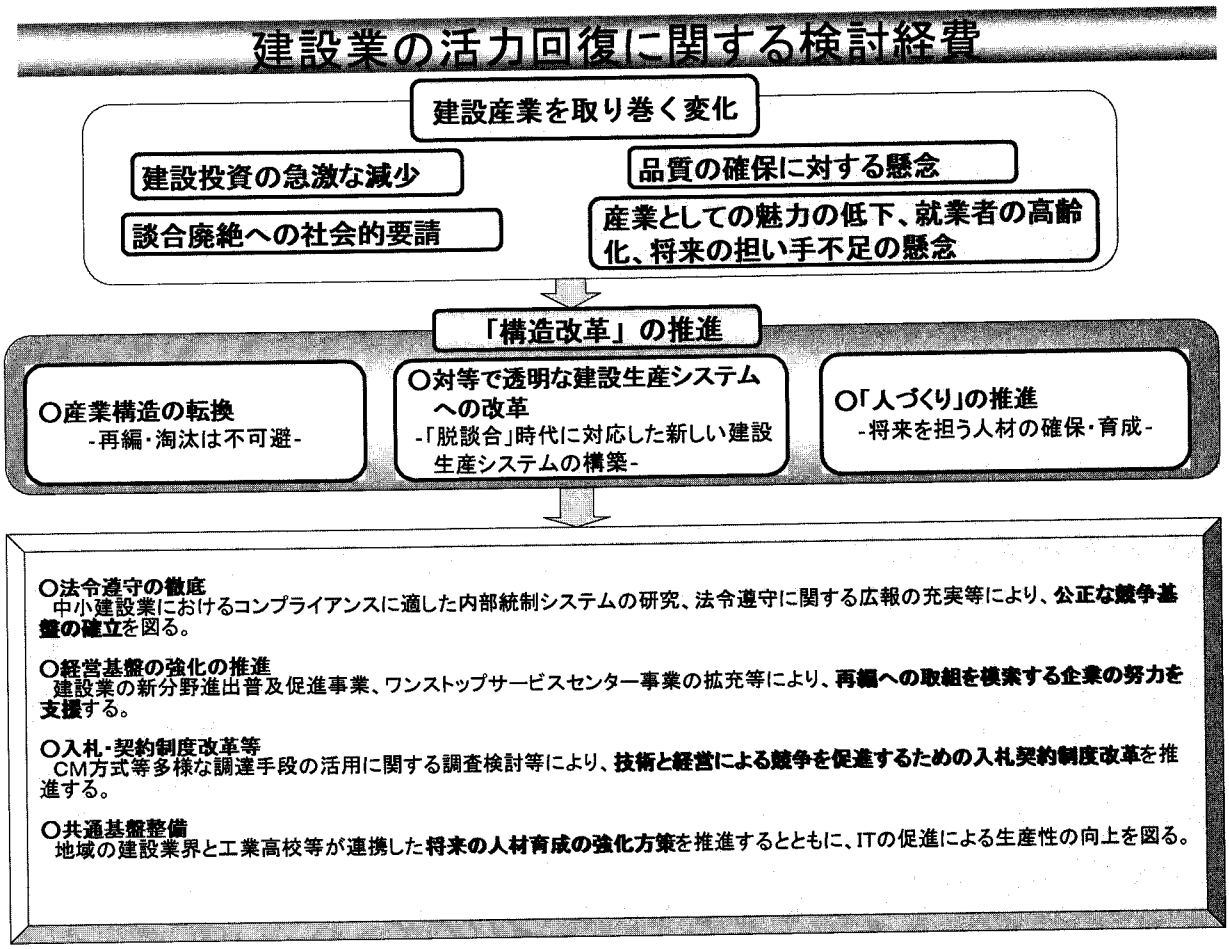

○　中小不動産業者の高度化対応支援事業【新規】　（不動産業課）

予算額　３１百万円

＜重点施策推進要望に係る施策＞

大手事業者と生産性において格差のある中小の不動産業者について、新規事業形態の展開による事業の高度化や人材の高度化による生産性の向上を支援し、不動産業界全体の底上げを図るための環境を整備する。

＜内　容＞

中小の不動産業者について、新規事業形態の展開や他業種との連携による事業の高度化や人材の高度化に向けた支援を行うため、新規事業の実施支援（モデル事業として実施）を行い、その実施結果を公表するほか、意欲がある中小業者の参考となるよう幅広く周知啓発を行う。

○　建設業・不動産業におけるコンプライアンス確立等のための内部統制モデル等の作成・普及事業【新規】　（建設業課、不動産業課）

予算額　３９百万円

建設業・不動産業を含む一貫した建設生産システムに対する国民の信頼を回復し、業界のコンプライアンスを確立するため、事業者側において構築すべき内部統制や暴力団排除・マネーロンダリング対策等の取組体制について、調査・検討を行うとともにそのモデル等を作成し普及を図る。

＜内　容＞

①中小建設業者のコンプライアンスに適した内部統制システムの研究

下請取引の適正化等建設業における法令遵守の徹底の必要性が高まっていることを踏まえ、中小建設業者でも導入が可能な内部統制モデルを作成し、その普及を図ることにより、全国52万の建設業者の99.4%を占める中小建設業者のコンプライアンス体制の整備を促進し、公正な競争基盤の確立を図る。

②不動産業者における暴力団排除、マネーロンダリング対策等の取組体制の確立

不動産業者が暴力団排除やマネーロンダリング対策等の法令等に基づく措置を適確かつ円滑に実施し、業界全体のコンプライアンスを確立するため、事業者間での情報共有体制の構築に向けた検討を行い、その成果を業界団体を通じて実施に移す。

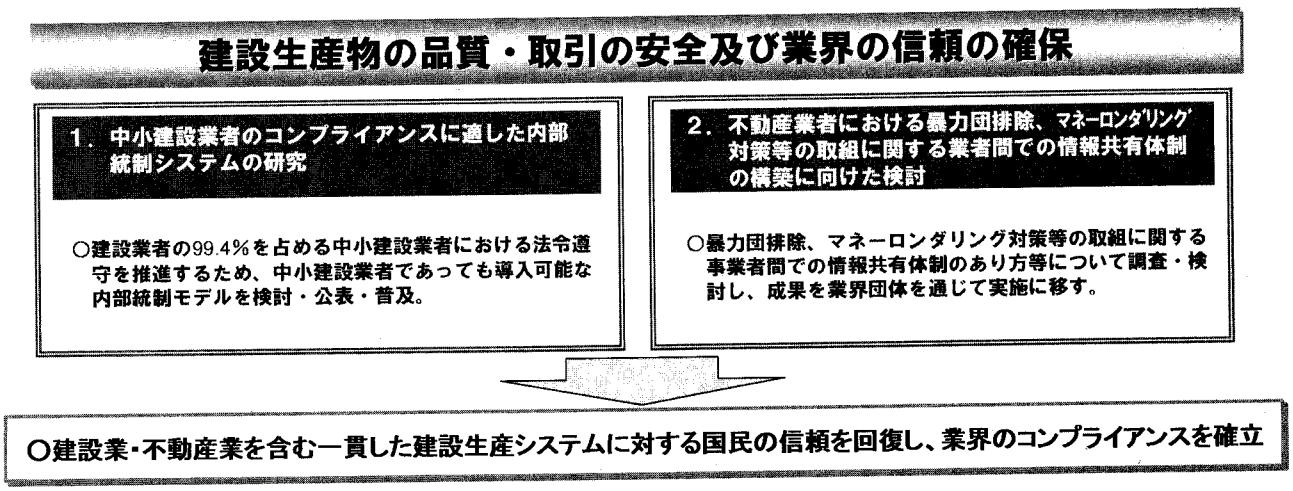

○　下請取引適正化の推進【拡充】　（建設業課）

予算額　４７百万円

＜重点施策推進要望に係る施策＞

建設業法令遵守違反に対する取締り強化への社会的要請が高まっている中、元請・下請間の代金支払等取引関係の適正化を通じて、建設業における法令遵守の徹底を推進していくことにより、公平・公正な競争基盤の確立を図り、建設業の活力回復に寄与する。

＜内　容＞

下請代金支払状況等に係る実態調査の調査件数を増加させることにより、建設業法令違反に対する幅広い取締りを行うための端緒情報の収集を強化する。

また、従来より実施している元請業者への立入調査等に加え、新たに下請業者に対しても立入調査等を実施する。これにより、元請・下請間の事実確認の照合が可能となり、建設業における法令違反行為に対する確実な取締りを遂行する。

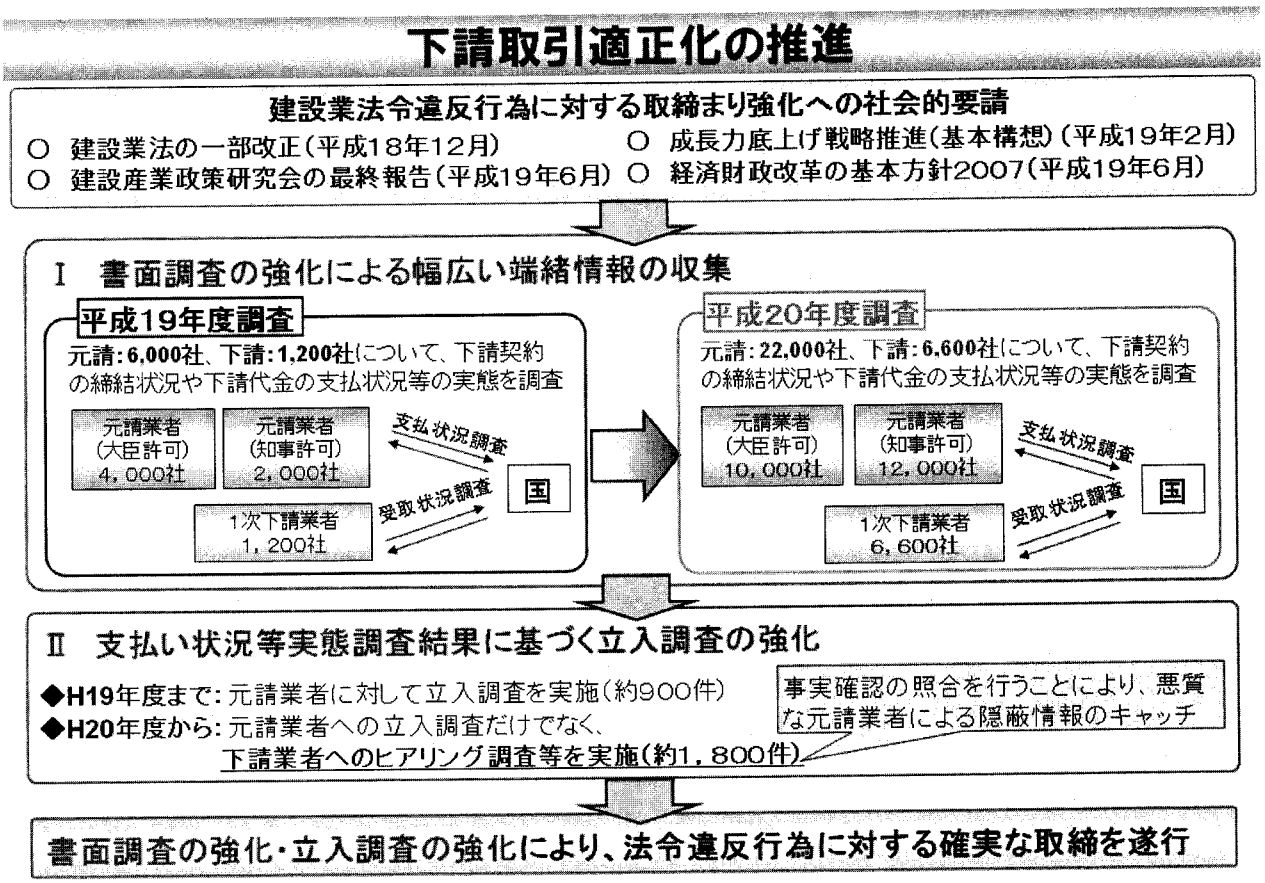

４．環境問題への対応

○　輸送部門における省エネ対策の普及・促進　（環境政策課）

予算額　１６百万円

運輸部門における温室効果ガスの排出抑制については、京都議定書の国際約束達成のため、京都議定書目標達成計画（平成１７年４月閣議決定）に基づき、その対策を引き続き着実に推進する必要がある。平成１９年度から本格施行された改正省エネ法は、輸送部門の事業者に対して世界的にみても先進的な内容の省エネ対策を義務付けていることから、対象となる事業者が同法に従って十分な省エネ効果を上げられるよう支援を行う。

＜内　容＞

各事業者が省エネ対策等に関する情報を活用してその効果を上げることができるよう、省エネ対策責任者の育成、省エネに関する問い合わせを寄せてくる事業者への指導・助言、改正省エネ法に基づき提出された中長期計画書及び定期報告書の検証並びに当該事業者の取組状況の点検等を行い、輸送部門における省エネ対策の普及・促進を図る。

○　交通エコロジー教室の開催　（環境政策課）

予算額　１２百万円

交通に係る環境対策は、自動車の運転の仕方、移動の際の交通機関の選択等国民一人一人の行動を変えていくことにより効果を発揮するものであることから、交通と環境の問題を広く国民に情報提供する場を設けることにより、環境負荷の小さい交通体系の構築に向けた国民意識を醸成する。

＜内　容＞

国民一人一人が、交通がもたらす環境への影響に関する理解と、環境負荷の小さい移動のために各個人がなし得ることの認識を深めるため、各地方運輸局において、ドライバーを対象としたエコドライブの講習、小中学生を対象とした環境問題に関する講義等を内容とする交通エコロジー教室を開催する。

○「交通分野における地球環境・エネルギーに関する大臣会合」の開催　（国際企画室）

予算額　６５百万円

交通分野からの CO2 排出量は世界全体の約２割を占めるとともに、今後のモータリゼーションの進展等により、アジア諸国等における交通分野の CO2 排出量の急増及び大気汚染の深刻化が懸念されることから、我が国の経験を活かしてアジアを中心とした交通環境分野における国際連携の強化をリードすることにより、「２１世紀環境立国戦略」の実現に資する。

＜内容＞

2008年秋頃、アジアの主要国、Ｇ８メンバー国、関係国際機関等を招いて「交通分野における地球環境・エネルギーに関する大臣会合」を主催し、交通分野からの CO2、大気汚染の削減並びに省エネの促進に係る国際連携の具体的方向性に合意する。

交通分野における地球環境・エネルギーに関する大臣会合

○開催時期：2008年秋頃
○開催場所：日本
○招待国・機関：中国、インド、ASEAN、G8等の主要国及び関係国際機関
○主　催：国土交通省

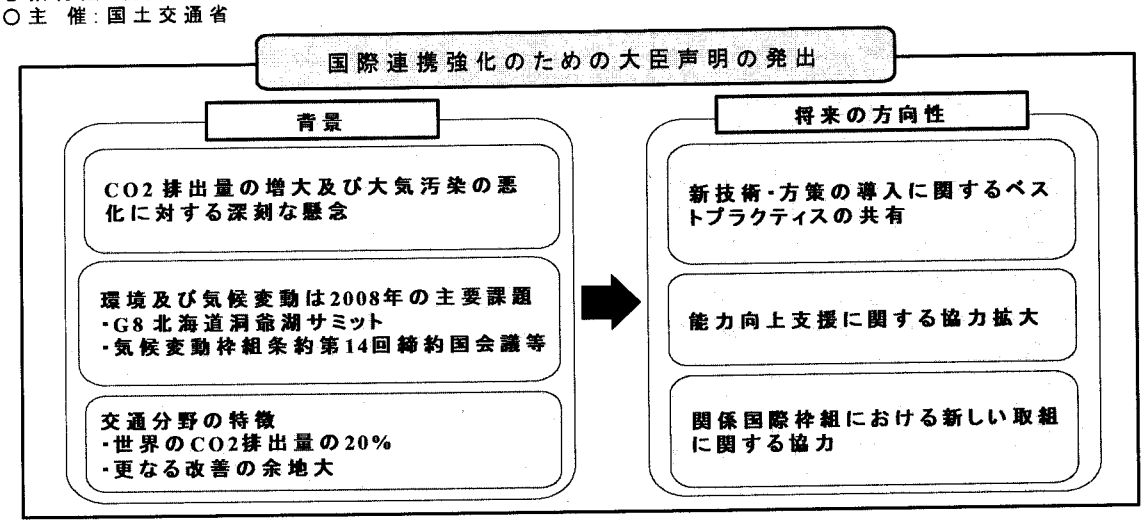

○アジア諸国における交通グリーン化推進事業【新規】　（国際業務室）

予算額　３９百万円

アジア諸国における交通分野からの CO2 排出量の増加・大気汚染の深刻化に対応するため、陸・海・空の交通分野における能力向上支援を行う。

＜内容＞

自動車の基準・認証制度導入に関する人材育成を行うとともに、都市における公共交通の導入支援、港湾荷役機械の省エネルギー化、船舶着岸時の陸電供給、航空路・空域管理の効率化等について技術的な支援を行う。

○　賃貸不動産における省エネ意識啓発の推進【新規】
（環境政策課、不動産業課）

予算額　７百万円

ビルオーナー、テナント、エネルギー事業者等の協同・協力による既存の賃貸不動産における省エネ対策を推進し、業務部門における地球温暖化防止に向けた取組の強化・加速を図る。

＜内　容＞

賃貸不動産において建物管理上の省エネ対策を進める上でビルオーナーとテナント等との協同・協力が不可欠であるため、モデルとして選定した賃貸不動産において、ビルオーナー、テナント、エネルギー事業者等で構成される協議会により、建物単位での省エネ対策に向けた合意形成の手法や費用負担、メリット分配のスキーム等の検討を行い、その結果として抽出される解決方法やモデルについて普及啓発を行う。

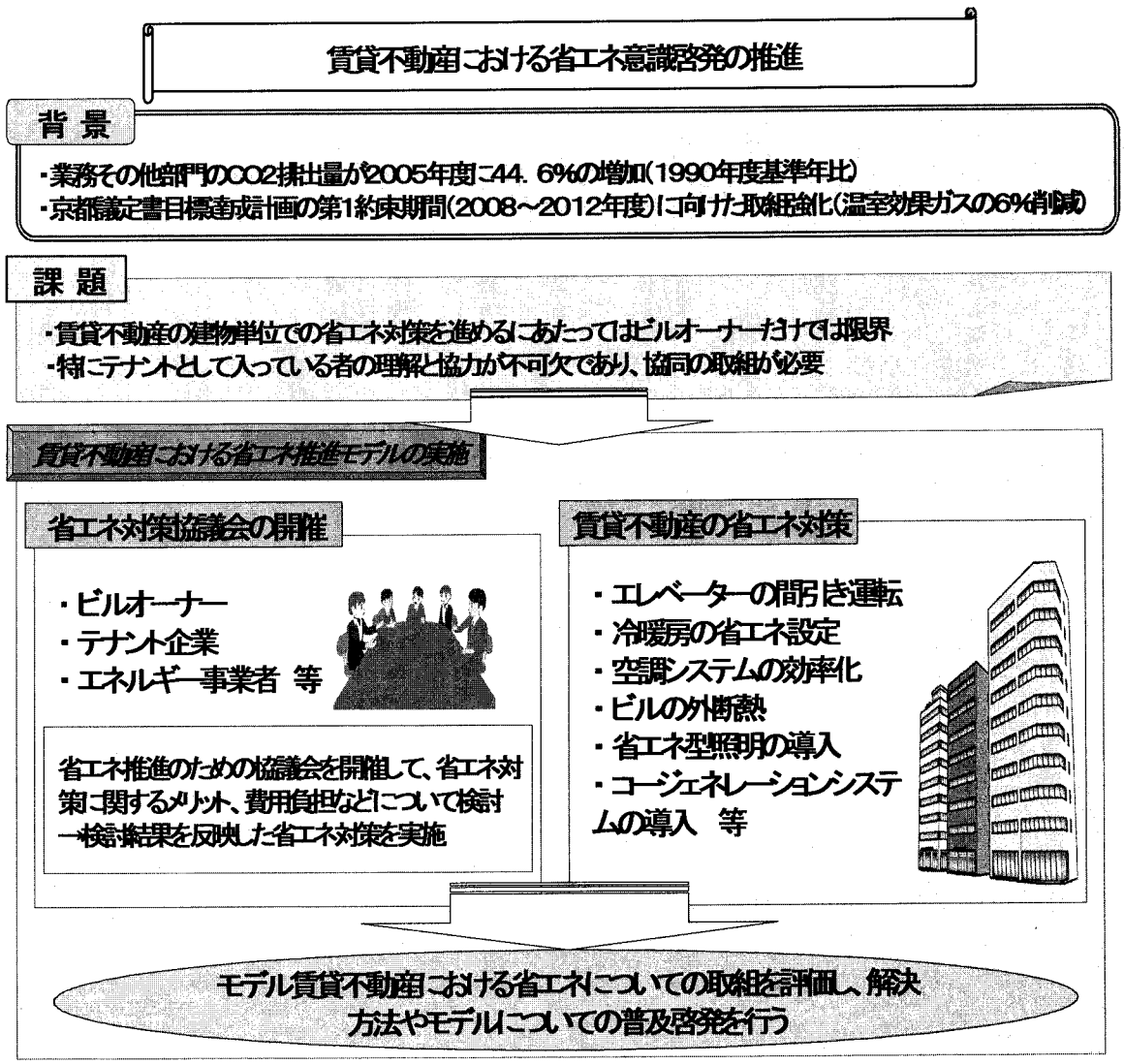

○ 海外プロジェクトにおける我が国のCO2排出削減に資する事業（CDM）の形成促進調査経費　（国際建設室、環境政策課）

予算額　１４百万円

京都議定書第１約束期間（2008 年(平成 20 年)～ 2012 年(平成 24 年)）の開始に向けて、我が国建設業が海外において CO2 排出削減プロジェクト（CDM）を本格的に実施し、我が国が CO2 排出権を獲得することにより、京都議定書で約束された温室効果ガス６％削減の責務の達成を図る。

＜内　容＞

途上国での政策対話・現地調査などを通じて、我が国建設業の海外における CO2 排出削減プロジェクト（CDM）事業形成の取組みを強化するとともに、地場建設業の持つ独自の環境技術の活用を図る。また、国交省や有識者により事業のアドバイスや評価の実施、国際会議の場を活用した国際的な理解促進、途上国や国内事業者に対するセミナーの実施など、事業促進に向けた環境を整備する。

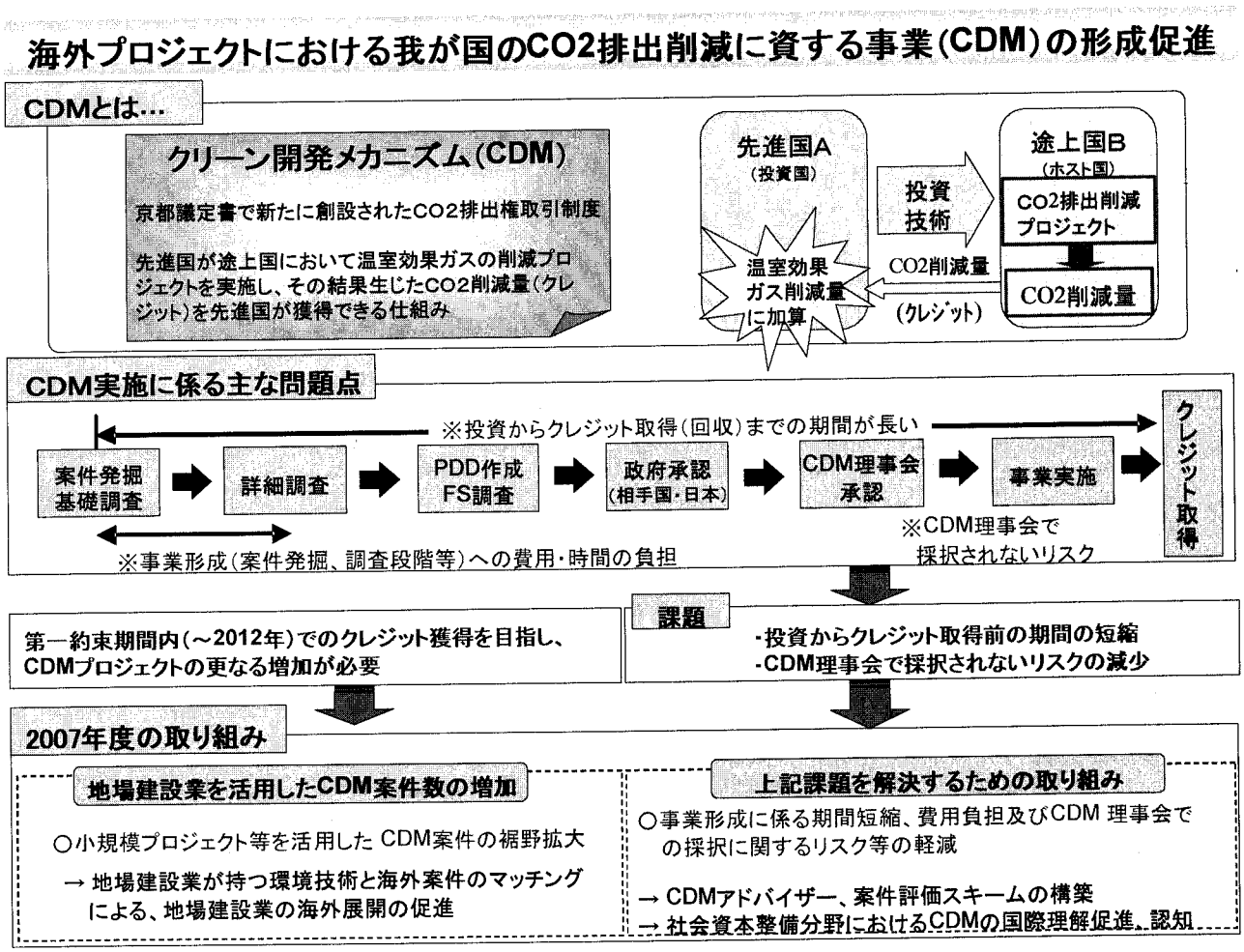

○　建設リサイクル法等の検討調査経費【拡充】
（事業総括調整官室、建設業課）

予算額　２３百万円

建設リサイクルのより一層の推進を図るため、建設リサイクル法点検及び建設リサイクル推進に係る方策についての検討結果を踏まえ、分別解体マニュアルの策定等に関する調査検討を行う。

＜内　容＞

① 現場分別、解体コスト等の実態について把握するとともに、分別解体及び再資源化実施における品質管理の検討を行い分別解体マニュアルを策定する。

② 個々の現場の施工段階においてＰＤＣＡサイクルが十分機能する建設リサイクル促進計画の策定を促すための検討を行う。

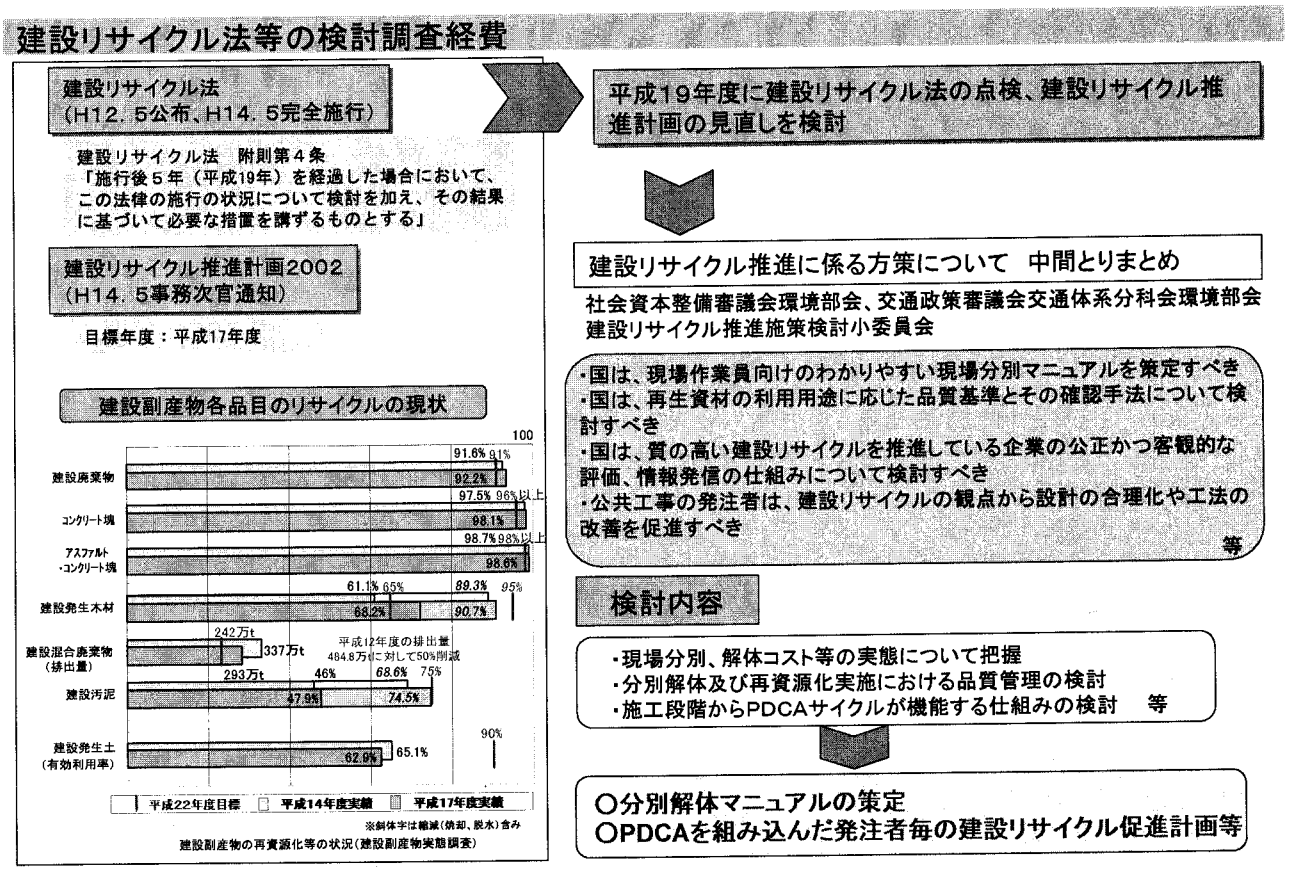

5．我が国の国際競争力の強化

（１）物流の円滑化

○　都市内物流効率化モデル事業【新規】　（参事官（物流政策））

予算額　１２百万円

都市内においては、貨物自動車の路上荷捌きが交通渋滞や歩行者の安全な通行の阻害要因となり、荷捌きスペースの不足に対する対応策が必要となっている。また、最近では平成 18 年 6 月から施行された改正道路交通法による駐車取締り強化により、この課題が更に大きなものとなっている。

都市内物流の効率化に向けた取り組みは、様々な関係者の協力が必要となることから荷主企業、物流事業者、地域住民、商店街関係者、ビル管理者、地方公共団体、国の地方支分部局等が連携して対応しなければならない。そのため、これら関係者が参画し、情報共有や議論ができる「協議会」等を設置し、地域の現況を踏まえた検討を行うことが重要である。

＜内　容＞

都市内物流の効率化を促進するため、地域の関係者が対応策の検討を行う場としての協議会等の設立や課題の抽出、解決策の検討のための調査等に対する支援を行う。

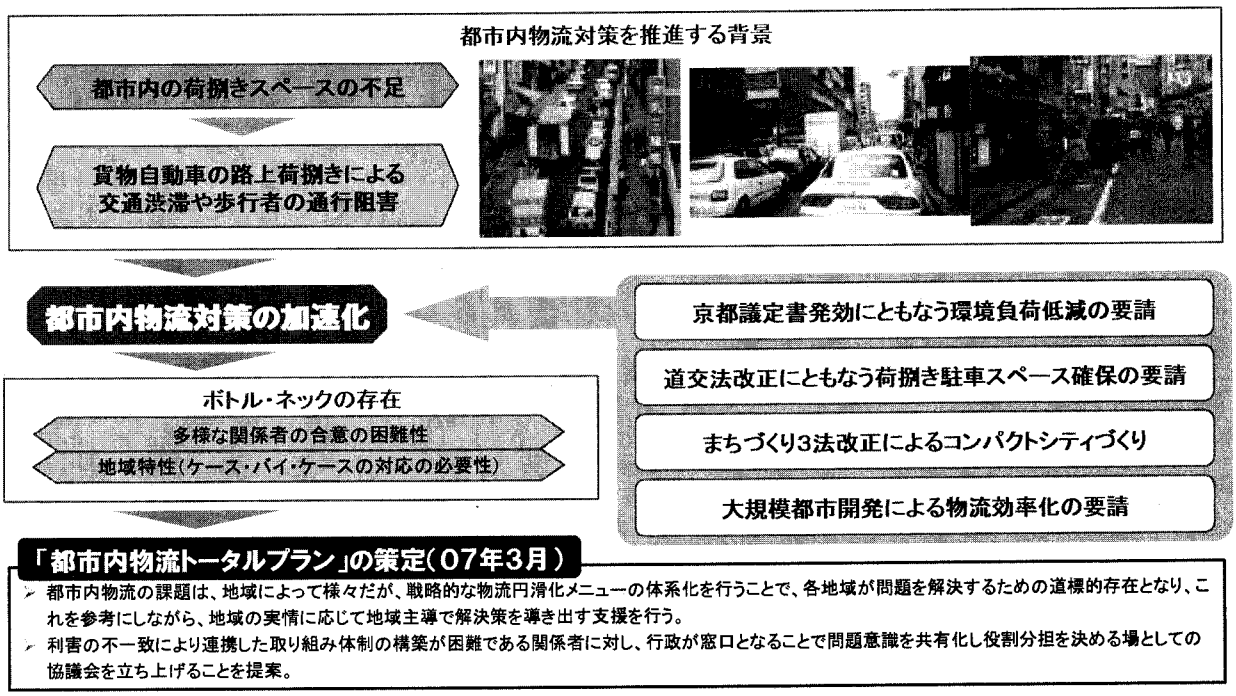

○　国際競争力強化のための物流施設整備に関するビジョンの策定【新規】（参事官（物流施設））

予算額　６百万円

既存臨海部における物流施設の老朽化等の問題や内陸部における交通ネットワーク整備の進展といった現状を踏まえ、臨海部及び内陸部の物流適地に高度なロジスティクス機能を有する物流施設の進展を促進することにより国内外一体となったシームレスな物流ネットワーク整備を促進し、ひいては我が国の国際競争力を強化する。

＜内　容＞

臨海部の持つ立地上の優位を活かした施設の整備を促進するとともに、社会資本整備の進展に伴いポテンシャルの高まっている内陸部の物流適地における物流機能の発揮を促進するため、臨海部と内陸部の物流施設の連携・補完に関する調査を行い、物流施設整備に関するビジョンを策定する。

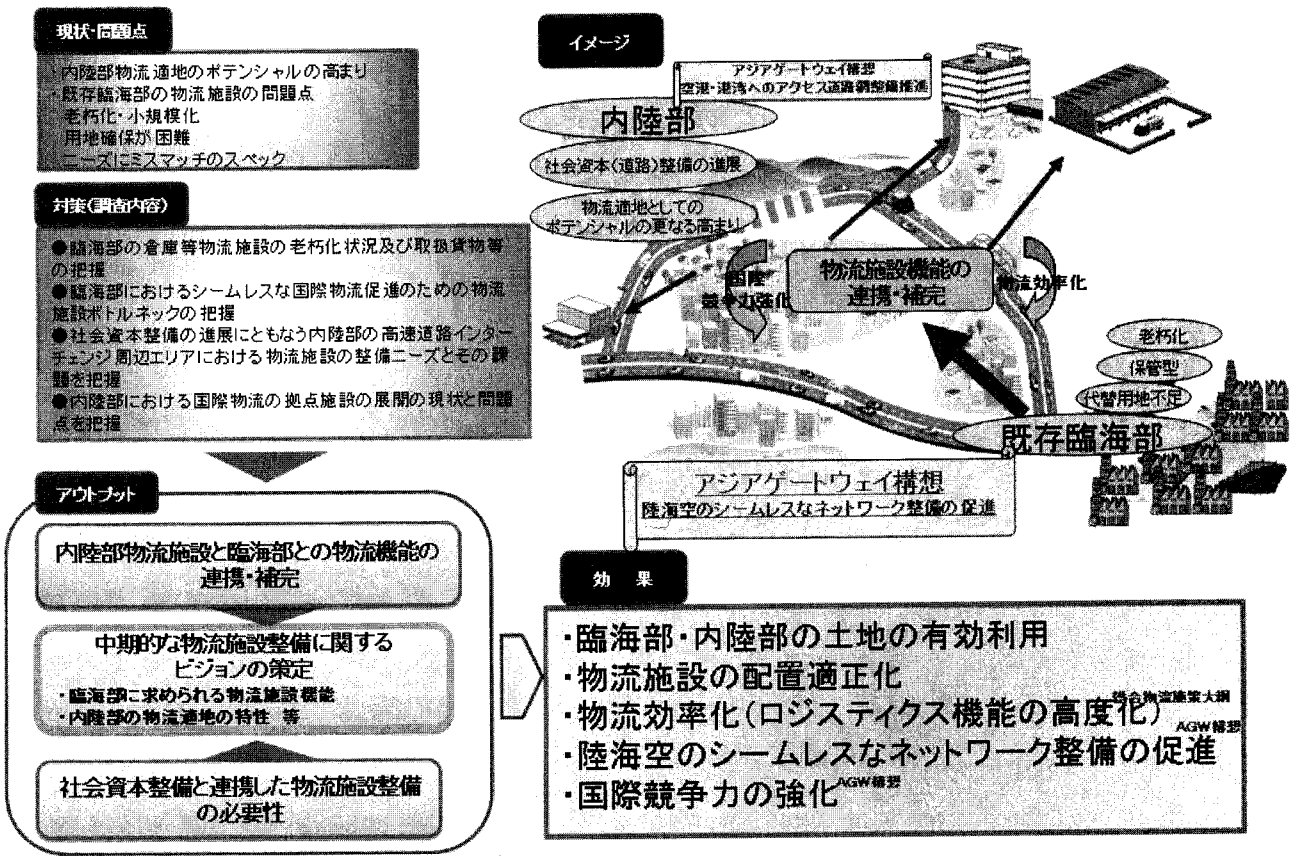

○　ASEAN・インド物流インフラ整備計画策定事業【新規】（国際業務室）

予算額　３５百万円

アジア全体を視野に入れた企業のサプライチェーン構築にあたってのボトルネック解消や地域の経済発展のため、ASEAN やインドの物流インフラ整備への支援を推進することにより、「アジア・ゲートウェイ構想」に位置づけられた「アジア全体の切れ目ない（シームレスな）物流圏の構築」の実現に資する。

＜内　容＞

急増する ASEAN やインドの国際物流をスムーズに捌くことができるよう、物流インフラに関するボトルネックの特定・改善方策を ASEAN 諸国やインドと共同で検討し、効率的な事業実施に繋げる。

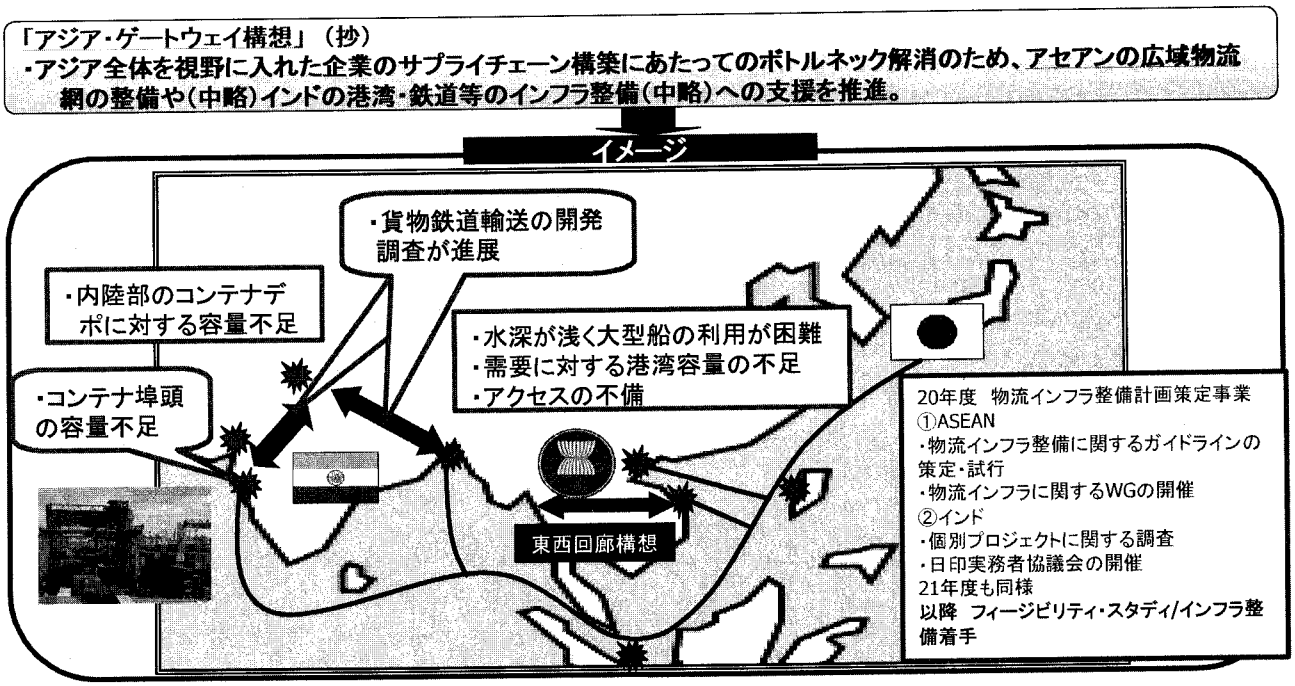

○　日ASEAN物流分野人材育成事業【新規】　（国際業務室）

予算額　１４百万円

日系進出企業の国際競争力向上や ASEAN の経済発展のため、ASEAN の物流において課題となっている荷物の遅れや荷傷み、誤配、盗難などを改善し、多数進出している日系企業が求めるジャスト・イン・タイム等の高度な対応を可能とする。

＜内　容＞

急増する ASEAN の物流をスムーズに捌くため、現地物流事業者、物流関係行政官、物流協会幹部を対象としてセミナー・ワークショップを実施し、各々の能力を高め、相乗効果によって ASEAN 物流の質を向上させる。

（２）建設業の国際展開の支援

○　我が国建設業の国際競争力強化経費【拡充】　（国際建設室）

予算額　８３百万円

＜うち重点施策推進要望に係る施策５０百万円＞

我が国建設業の国際展開を推進するため、昨年度からの取組みに加え、最近の課題に即応した我が国建設業の体質強化を力強く推進する。

＜内　容＞

最近の地球的な課題である環境・省エネをテーマとする二国間・多国間の国際カンファレンス等を開催することにより、我が国建設業の優れた環境・省エネ建設技術の普及を図るとともに、途上国における環境問題に貢献する。

このほか、昨年度からの国際競争力強化の取組み（国際建設市場対応人材育成強化・我が国建設業の海外におけるプレゼンス強化等）を行う。

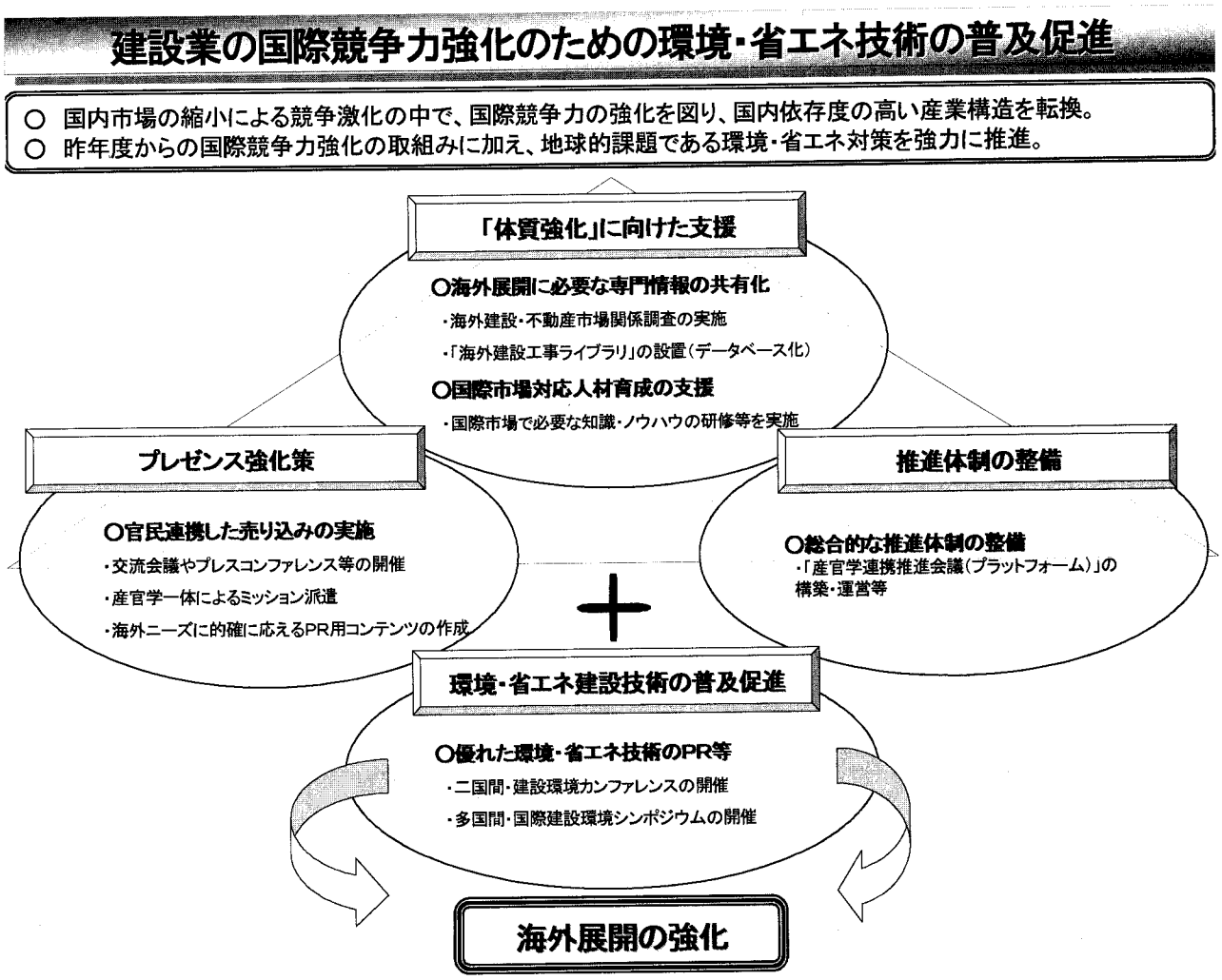

○　途上国における日本ブランドによる官民協働型インフラ整備推進事業（国際建設室）

予算額　２３百万円

我が国建設業の海外展開を図ると共に大幅に不足している途上国のインフラ整備を促進するため、日本の優れた建設技術、維持管理・運営体制及び資金調達を最適に組み合わせたインフラ整備プロジェクトを官民が連携して提案し、途上国における官民協働型インフラ整備事業を推進する。

＜内　容＞

平成 18 年 7 月の財政・経済一体改革会議で決定され、昨年６月に改定された「経済成長戦略大綱」に基づき、平成 19 年度に引き続き、途上国において官民協働型インフラ整備事業の案件形成を実施し、企画、整備、維持管理・運営、資金調達手法等を一連のパッケージとした日本ブランドの浸透を図る。

建設業の海外展開の推進
～ＰＰＰプロジェクトの案件形成支援の充実～

我が国建設業による海外における官民協働型インフラ整備事業の推進を図るため、海外インフラPPP事業の形成を図ると共に、海外先進事例を参考に実施推進体制の強化を図る。

現状と課題

○ PPPには相手国からの情報収集ルールが無いため、官民連携による情報収集・共有体制の構築が必要

○ 海外PPP事業は、資金調達等のリスクが大きすぎるため、単独企業ではリスクが取りきれない

○ 計画、施工、運営等の業務が分散する我が国では単独企業が全てをカバーすることは困難

～官民協働型インフラ事業の進め方に関する懇談会～

PPPプロジェクトの案件形成支援の一層の充実

実施内容

○ 海外インフラPPPパイロット事業形成事業

情報・ノウハウの不足する海外インフラPPP事業について、パイロット事業を形成し、PPP日本ブランドを構築

PPPプロジェクトのイメージ

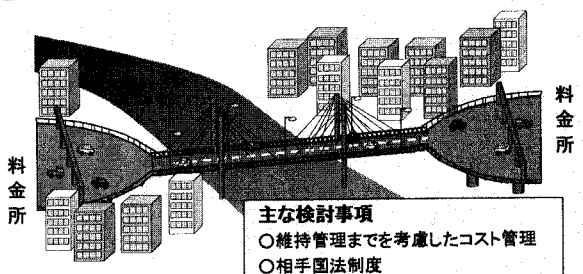

主な検討事項
○維持管理までを考慮したコスト管理
○相手国法制度
○利用者推計等
○資金調達手法
○建設、維持管理・運営組織形態

6．少子・高齢化対策

○　バリアフリー新法に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進
（安心生活政策課）

予算額　８８百万円

建築物や公共交通機関などのバリアフリー化や、地域内における一体的・連続的なバリアフリー化を促進するなど、バリアフリー施策を総合的に展開することを目的とした「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が平成１８年１２月から施行された。本法の施行を踏まえ、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策を推進する。

＜内　容＞

バリアフリー新法の普及促進を図るための施策として、「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充、及び新たな制度に基づく基本構想の促進、段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図るための体制を確立する等により、より一層のバリアフリー化の推進を図る。

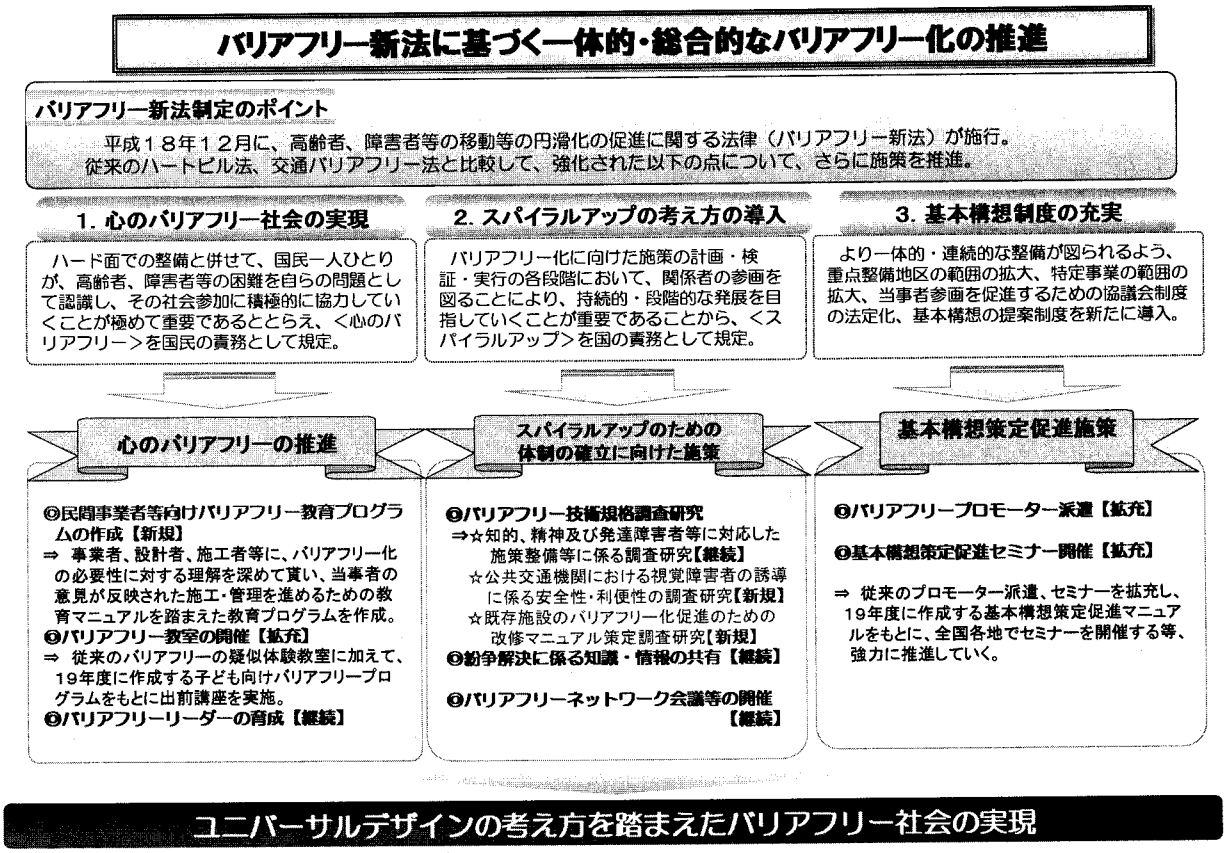

7．安全・安心の確保

○　飲酒運転根絶に向けた公共交通活用策【新規】　（交通安全対策室）

予算額　８百万円

飲酒運転による重大事故の続発等を受け、深夜バスや乗合タクシーの運行などの夜間飲食客による公共交通等活用策の普及・定着を図ることにより、飲酒運転の根絶を図る。

＜内　容＞

深夜の飲食客らの足の確保等を目的として新たな輸送サービスの提供を構想している地域において、自治体、交通事業者、飲食業者、地域住民などが協力して実施する社会実験に対して支援を行う。

○　先端ＩＣＴを活用した安全・安心な交通システムの開発【新規】（技術安全課）

予算額　３７百万円

公共交通機関における障害物との接触・衝突事故及び港湾・空港施設等における制限区域への不審者の侵入を未然に防止するための安全・安心な交通システムの開発を推進する。

＜内　容＞

小型・軽量のミリ波レーダーシステムからの情報を赤外線カメラ等と融合させ、障害物等の情報を運転者（監視者）に見やすい形で提供するとともに、回避経路等を提示する監視支援システムの開発を行う。

○ 災害時における公共交通情報システムの整備【拡充】
（技術安全課、情報政策課企画室）

予算額　３０百万円

災害・事故等発生時において、公共交通機関に運行（航）障害が発生した場合に、利用者に対して一元的かつリアルタイムに運行（航）状況を提供するシステムの整備を行う。

＜内　容＞

鉄道、バス、航空、旅客船といった全ての公共交通機関に関する総合的な運行（航）情報を迅速かつ正確に収集し、ホームページ、テレビ、民間の情報提供ネットワークを活用して、一元的かつリアルタイムに国民に提供するためのシステムを構築する。

○　国土交通省行政情報システムの耐災害性強化のための整備【新規】
（行政情報化推進課）

予算額　３９百万円

大規模災害発生時における行政の継続性を確保するため、国土交通省行政情報ネットワークの複層化を行う。

＜内　容＞

国土交通本省、地方支分部局及び外局間の通信を確保するための機器群を新たに遠隔地に設置して既存ネットワークを複層化することにより、首都直下地震発生時の危機分散を図るための情報伝達機能を確保する。

○　社会資本ストック劣化の影響及びその表示手法に関する検討【新規】（政策課）

予算額　１９百万円

今後、増大していく社会資本の維持管理・更新需要を踏まえつつ、限られた予算の中で、国民生活への影響を最小限に抑え、効率的に社会資本を維持管理・更新していくため、社会資本ストックの劣化が国民生活に与える影響を把握するとともに、その程度を評価・表示する手法について検討する。

＜内　容＞

社会資本ストックの維持管理・更新に適切に対応しなかったことにより、社会資本ストックの劣化等の影響が顕在化した経験のある諸外国について、その影響の内容及び当該影響の表示手法について実例を調査、分析し、その結果をもとに、我が国において社会資本ストックの維持管理・更新に適切に対応できない場合の国民生活への影響を把握するとともに、その程度を客観的に評価し、かつ分かりやすく表示する手法について検討する。

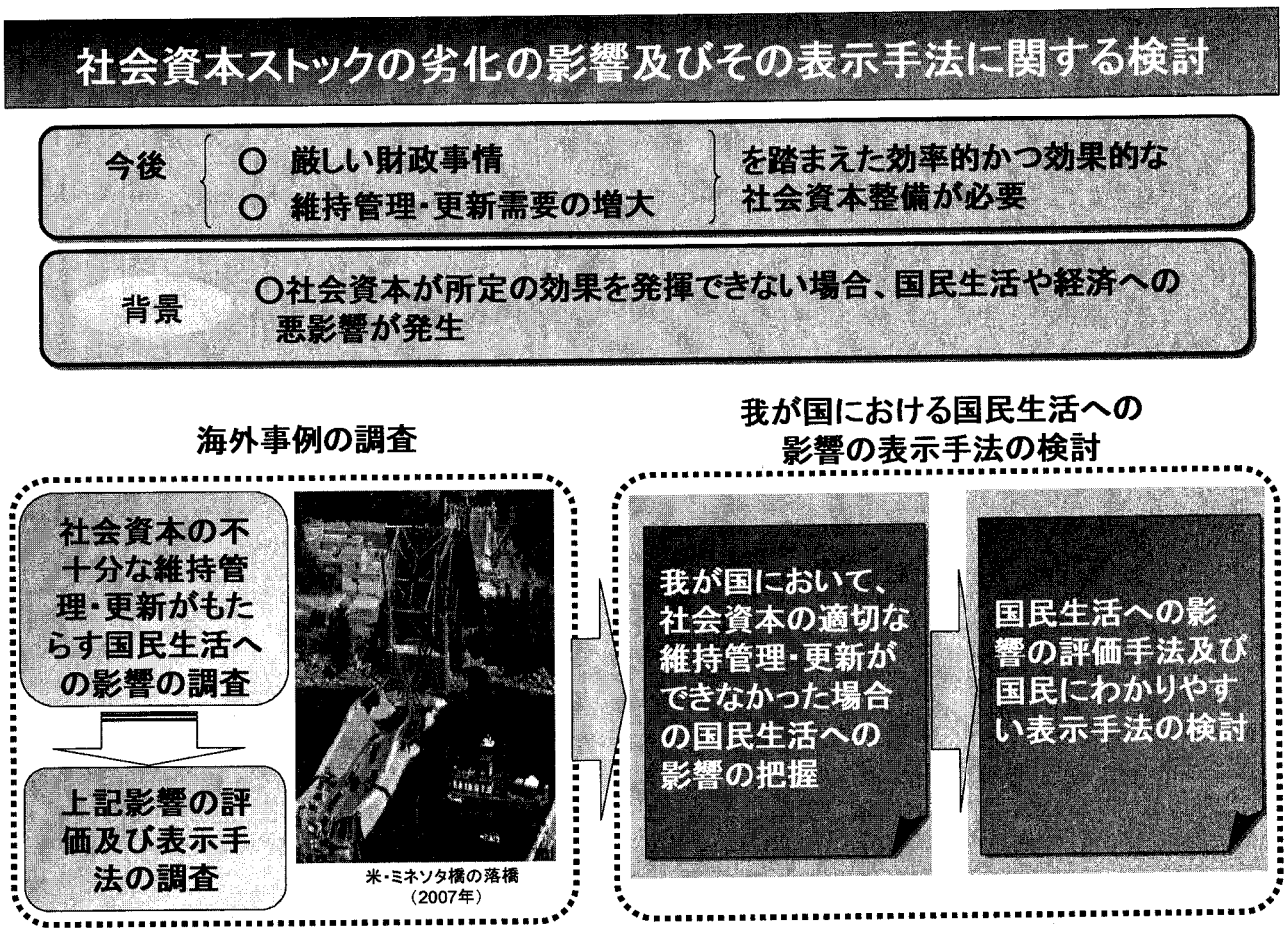

○　災害復旧のための建設機械の調達支援ネットワーク形成促進【新規】（建設施工企画課）

予算額　１６百万円

大規模災害に見舞われた被災地の迅速かつ的確な災害復旧を支援するため、地方自治体や民間団体・企業等と連携し、民間企業等が保有する特殊建設機械や専門技術者の調達を支援する全国規模のネットワークを構築する。

＜内　容＞

大規模災害での復旧機能を強化するため、平常時から民間企業等が保有する特殊建設機械や専門技術者をデータベース化することにより、これらの所在情報や活用ノウハウについて、全国規模での情報共有を推進する。

さらに災害発生時には、被災地の要請に応え、地方自治体や民間企業等と協力連携し、必要な建設機械や専門技術者の調達を全国から支援する仕組みを構築する。

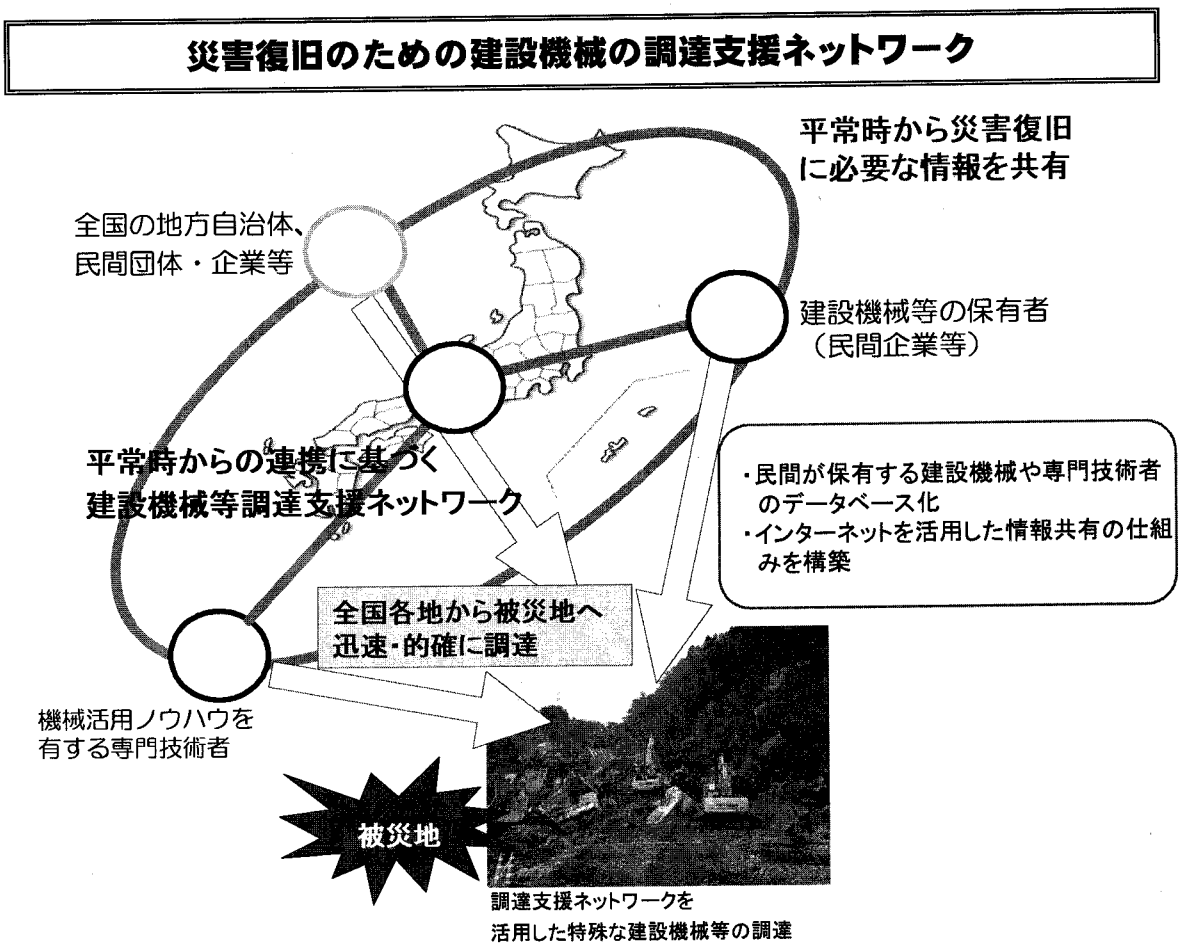

８．海洋立国の実現

○　新たな海洋政策（海洋立国）の実現　（海洋政策課）

予算額　１８百万円

海洋資源の開発及び利用の推進、海洋環境の保全、海上輸送の確保、海洋の安全の確保など、政府が一体となって海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「海洋基本法」が平成１９年７月から施行された。総合政策局においても、本法の施行を踏まえ、四面環海の我が国における新たな海洋政策（海洋立国）を着実に実現するための施策を推進する。

＜内　容＞

①　無人の国境離島の保全・利活用の推進【新規】　予算額　８百万円

無人の国境離島は、領海及び排他的経済水域（ＥＥＺ）等を含めた国土保全の観点から、さらには海上交通の中継点や避難場所、外洋警備や救難の拠点、海洋観測や海洋開発の足場として重要であることから、無人の国境離島への必要な諸施策及び諸活動を支える拠点のあり方と必要な対応方策の調査検討を行う。

②　効果的、効率的な海洋情報の収集・分析の推進　予算額　６百万円

海洋・沿岸域を適切に管理するために必要不可欠である我が国の領海、排他的経済水域（ＥＥＺ）、大陸棚における海上交通、気象海象、海洋環境等に関する海洋情報を常時収集し、効果的、効率的に分析する体制を構築するため、各種海洋情報の収集のあり方、各機関が収集した海洋情報のデータ交換・利活用のあり方等の検討を行う。

③　領海及び排他的経済水域（ＥＥＺ）における海洋環境の保全の推進　予算額　４百万円

船舶から排出される油、有害液体物質、硫黄酸化物（ＳＯｘ）等による海洋汚染及び大気汚染の防止による海洋生物やサンゴ礁などの海洋環境を保全するため、我が国の領海及び排他的経済水域（ＥＥＺ）における国連海洋法条約に基づく特別敏感海域及び海洋汚染防止条約（マルポール条約）に基づく特定海域の設定に向けた調査検討を行う。

◇ 建設機械整備事業

※特別会計計上予算（道路・治水）

○ 建設機械施工の高度化推進　（建設施工企画課）

予算額（事業費）１８，６８６百万円
うち道路１５，５２９百万円、治水３，１５７百万円
（国　費）１２，３８７百万円
うち道路１０，５９６百万円、治水１，７９１百万円

社会資本のより効率的な整備を進めるため、災害時の迅速な対応、品質の確保などを考慮しつつ、建設機械施工の高度化を推進する。

＜内　容＞

①　建設機械整備の推進

国が管理する河川及び道路における維持管理業務、災害対応等のための建設機械を整備する。災害対応においては、広域的な防災体制の構築に必要な災害対策用機械の導入を推進する。

冬期道路交通の確保を図るため、「雪寒法」に基づく除雪機械の整備（地方公共団体への補助を含む。）を推進する。

②　技術開発の推進

建設事業における施工の効率化、省力化、安全性向上等を図るため、建設機械と施工の改善に関する調査、技術開発を推進する。

災害対策用機械

災害時の排水状況

除雪用機械

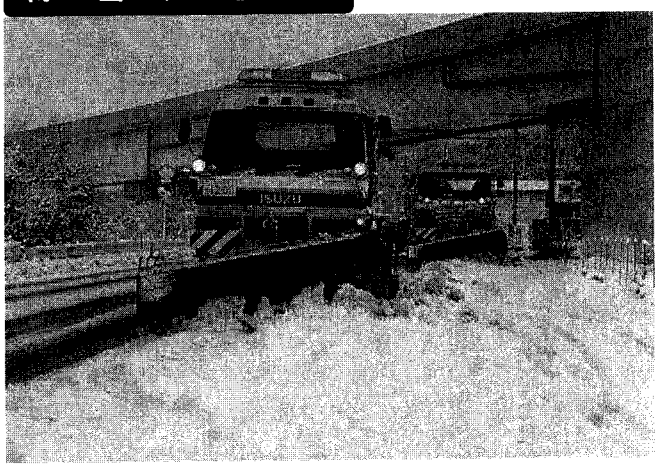

冬期の除雪状況

◇　次期「社会資本整備重点計画」の策定

・社会資本整備重点計画は、社会資本整備を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、
　①社会資本整備事業によって実現すべき目標を明確に示す
　②目標達成のために実施すべき社会資本整備事業の概要を示す
　③社会資本整備を効果的かつ効率的に実施するための取組を示す
　５カ年の計画（現行重点計画は平成１５～１９年度が計画期間）。
・平成２０～２４年度を計画期間とする次期「社会資本整備重点計画」を策定する。

社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会とりまとめで示された方向性

《現行重点計画からの見直しのポイント》
○地域の自立・活性化と成長力の強化に向け、**「活力」をより重視**
○老朽化した社会資本ストックの増加に対応し、**維持管理や更新を重視**
○概ね１０年後までに概成させる事業を明確化し、**重点化をさらに進める**
○指標の改善等により**重点計画の分かりやすさをさらに向上**させる

《次期重点計画の具体的な改善内容》
○将来（概ね１０年後）の経済社会の具体的な姿の提示
○重点目標分野を「活力」、「安全」、「暮らし・環境」に整理
　新たに維持管理や更新などの「横断的な政策課題」を創設
○新たな重点目標を追加
　（「ハード対策と一体となったソフト対策による被害の軽減」　等）
○緊急性を有する事業の明確化
○分かりやすい身近な指標への改善
　（「事業や施設間での連携による横断的指標の充実」　等）
○重点的、効果的かつ効率的な整備に向けた取組の充実
　（・ＶＦＭ（Value for Money）最大化に向けたコストの縮減
　・入札・契約の透明性・競争性の向上等公共調達の改革　等）

《国土形成計画の実現に向けた社会資本整備重点計画の推進》
○国土計画と「車の両輪」としての社会資本整備
○地方ブロックの社会資本の重点整備方針の充実・強化

（参考）今後、社会資本整備審議会・交通政策審議会での審議、パブリックコメント募集、都道府県からの意見聴取等の手続を経て、平成２０年夏頃に閣議決定を行う予定である。
※上記の内容は、今後の策定作業の過程で変更する場合がある。

Ⅲ．平成２０年度総合政策局予算総括表

（単位：百万円）

	国費		
	20年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	対前年度倍率 (A/B)
１．主要事項	10,925	7,891	1.38
（１）地域の活性化	3,613	731	4.94
（２）観光立国の実現	4,018	3,934	1.02
（３）建設流通システムの一体的な振興	1,730	1,736	1.00
（４）環境問題への対応	288	258	1.12
（５）我が国の国際競争力の強化	580	538	1.08
①物流の円滑化	152	106	1.43
②建設業の国際展開の支援	428	432	0.99
（６）少子・高齢化対策	88	95	0.93
（７）安全・安心の確保	179	167	1.07
（８）海洋立国の実現	53	49	1.08
２．その他の行政経費	5,900	6,270	0.94
合　　計	16,449	13,777	1.19

（この冊子は、再生紙を使用しています。）